

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指導方針

指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監督は、障がい者（児）の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び障がい者（児）への虐待を防止することにより、障害福祉サービス制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

本県においては、これまで、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付費の適正化を図るために、事業者に対する指導を実施しているが、これまでの指導・監査の結果をみると、適切な事業運営が見受けられる事業者がある中で、一方では、自立支援給付費の算定及び取扱い、人員基準・勤務体制の確保、サービス計画の作成、衛生管理及び災害対策に関する指摘が多く、依然として基本的な事項に対する理解が不足している事業者がみられる。

令和6年度においては、令和3年度の制度改正により対応が必要となった身体拘束や感染症対策、業務継続計画の策定等、事業者が実施すべき措置について経過措置が終了し全てが義務化となった。

また、令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定においては、虐待防止の措置の未実施や業務継続計画の未策定に対して減算規定が新たに設けられ、当該措置の実施の徹底が求められているところである。

令和5年度においては、虐待による人格尊重義務違反を事由として行政処分となった事例が発生している。

事業者は、障がい者（児）に対する虐待に関して、虐待の未然防止及び虐待が発見された場合の適切な対応の徹底を図っていく必要がある。

以上の状況を踏まえ、今年度における指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査は、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった事業者に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

1 重点指導事項

(1) 適切な利用者サービスの確保

ア 個別支援計画の作成について

利用者に関する情報収集、アセスメント、担当者会議の開催（利用者の参加・従業者への意見聴取）、個別支援計画の作成、モニタリング及び個別支援計画の見直し等の状況

イ 障がい者（児）虐待等の未然防止について

身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組の状況

ウ 非常災害対策について

災害対策計画の策定及び避難訓練、地域と連携した災害対策の強化、業務継続に向けた取組の状況

エ 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する対策強化及び業務継続に向けた取組の状況

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 適正な自立支援給付費の算定について

基本報酬、各種加算の算定における関係法令等の遵守状況
減算算定の要否、実施状況

イ 人員基準、勤務体制の確保等について

適切な人員の配置状況

2 指導方法

(1) 集団指導

指定事務の制度説明、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨・目的の周知、適正な障害福祉サービス報酬請求事務指導など、制度管理の適正化を図る目的で実施する。

(2) 運営指導

事前に提出を求める資料及び自己点検表に基づき、関係書類の確認や関係者からのヒアリングを実施する等適切な方法により実施する。

3 監査

(1) 通報・苦情等により監査

通報・苦情等の内容が、「悪質な運営基準違反が疑われるもの」、「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は、機動的に監査を実施する。

(2) 運営指導により確認した基準違反等に基づく監査

運営指導により、基準違反や不正請求、利用者への虐待が確認された場合は、監査を実施する。